

平成25年度

介護保険料額の確定通知書を送付します

●問い合わせ 税務課保険係 ☎53・2111 (内線223、224)
または各支所民生生活課

65歳以上の人を対象とした平成25年度介護保険料額の確定通知書を7月中旬に送付します。

4月以降の年金から仮に算定した保険料を納めている人には、平成24年度の所得が確定したため、正式な介護保険料額をお知らせします。

■所得段階と保険料額

所得段階は、市民税の課税状況や所得状況に応じて6段階に分けられます。年間保険料額は、介護保険料の基準額と各所得段階の保険料率によって決まります。

■特別徴収額の平準化

特別徴収は、4・6・8月に「仮徴収」として、10・12月・翌年の2月に「本徴収」として納めていただきます。

仮徴収する保険料額は、原則として前年度2月期と同額になりますが、保険料の改定や所得の変動などにより、保険料額が仮徴収と本徴収とで大きな差が出る場合があります。

そこで市では、保険料額ができるだけ均等になるように8月から徴収する

保険料額を調整・変更しています。

■納付方法

特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。

普通徴収の場合で直接納付する人は、普通徴収の場合で直接納付する人は、通知書に添付されている納付書により窓口で納めてください。口座振替を申し込んでいる人は、納期限日に振り替えますので、振替日までに残高を確認しておいてください。(金融機関名、口座番号などは通知書に記載)
なお、「特別徴収」か「普通徴収」のいずれの納め方になるかは、年金支給額などで決まります。

■口座振替をおすすめします

普通徴収の場合のみ、納付方法を口座振替に変更できます。変更を希望する場合は、振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所民生生活課・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。

平成25年度

介護保険負担限度額認定申請のお知らせ

●問い合わせ・申請先 介護高齢課介護保険室 ☎53・2111 (内線362、363) または各支所地域福祉課

介護保険サービスを利用されている

市民税非課税世帯の人を対象に、施設などを利用する際の食費や居住費(滞在費)の負担が軽減される制度があります。

■軽減の対象となる費用

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所サービスおよびショートステイサービスを利用した時の食費と居住費(滞在費)です。

デイサービスやその他のサービスを利用した時の食費は対象なりません。

■軽減内容

対象者の収入額や利用される施設の居室によって軽減内容は異なります。詳しくは、お問い合わせください。

■負担額を軽減するには

市に申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。介護保険被保険者証と印鑑を持って市役所介護高齢課介護保険室または各支所地域福祉課地域福祉室で手続き

をしてください。

なお、認定証の有効期限は、申請した月の初日から平成26年6月30日までとなり、毎年更新が必要です。

また、現在は軽減の対象になっていない人でも、世帯の課税状況が変わると新たに軽減の対象になる場合があります。

■認定証を交付されていた人

6月初めに更新申請のご案内をしていますが、まだ手続きがお済みでない人は、早めに手続きをしてください。

